平成２２年（フ）第２８６４号
名古屋市昭和区前山町２丁目51番地
債務者　野倉　美和
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７７号
愛知県豊田市山之手４丁目106番地
債務者　成瀬　正明
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０７号
愛知県高浜市沢渡町１丁目２番地４　高浜ロイヤルハイム401号
債務者　杉浦由美子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
岡山県倉敷市中島710－１、住民票上の住所
岡山県倉敷市川西町３番15号
債務者　藤原　敏幸（旧姓今城）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
岡山県倉敷市栗坂967番地、住民票上の住所
岡山県倉敷市水江1205番地４
債務者　渡邉　久美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２３０２号
札幌市東区本町１条２丁目５番８号　αネクスト札幌第１―202号
債務者　久保田智美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６４８号
札幌市南区川沿８条３丁目１番29号
債務者　関　　幸仁
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７９２号
札幌市西区二十四軒１条４丁目３番６―103号
債務者　吉田　和弘
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８２６号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目７番５―103号
債務者　有櫛佳奈子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３０号
北海道江別市弥生町18番地の１　Ｈ―201
債務者　木村　周子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４１号
札幌市南区澄川３条６丁目３番３―522号
債務者　佐々木康治
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４２号
札幌市南区澄川３条６丁目３番３―522号
債務者　佐々木良子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４３号
札幌市豊平区豊平３条１丁目１番５―306号
債務者　篠原　勝人
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４７号
札幌市北区北24条西４丁目３番12号　第26桂和ビル503号
債務者　前田　輝樹
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９５０号
札幌市東区伏古７条３丁目３番33―２号
債務者　嶋　友美子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９６３号
札幌市白石区北郷２条２丁目６番７号
債務者　中澤　有里
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３００４号
札幌市豊平区月寒東５条８丁目１番10―306号
債務者　宮越　裕輝
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部